

改正

平成22年8月2日告示第48号

平成23年3月30日告示第19号

令和元年12月9日告示第48号

波佐見町公共工事の前金払の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）及び波佐見町契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第33条に規定する保証事業会社の保証に係る波佐見町が施工する公共工事（以下「工事等」という。）の前金払の取扱いについて定めることを目的とする。

(前金払の割合)

第2条 前金払は、請負代金額が300万円以上の工事等について行うものとし、その割合は、次のとおりとする。

- (1) 工事等の工期が単年度の場合（明許繰越又は事故繰越により工期が2年度にわたる場合を含む。）

請負代金額	工事等の前金払の割合
300万円以上	建設工事 10分の4以内
	その他（工事の設計、調査測量並びに機材類の製造） 10分の3以内

- (2) 債務負担行為又は継続費の設定に基づき工事等の工期が2年度以上にわたる場合

ア 前払金は、各年度における請負代金の支払の限度額又は年割額（以下「支払限度額」という。）に応じて前項の表により計算して得た額以内の額を各年度において支払うものとする。

イ 工事等の施工につき特殊な事情があるときは、前号の規定にかかわらず、契約を締結する年度において一括して前金払を行うことができるものとする。

(前払金の請求)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、前金払請求書（別記様式）に保証事業会社の保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年12月 1 日から施行する。

附 則（平成22年告示第48号）

この要綱は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年告示第19号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月 9 日告示第48号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

前 金 払 請 求 書

年 月 日

様

請負者 住 所
氏 名



下記のとおり前払金を請求します。

記

¥

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 請負代金額 ¥

着工 年 月 日

5 工 期 完成 年 月 日

6 受領済みの
前 金 額

備考1 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又は抹消することはできない。

2 保証事業会社の交付する保証証書を添付すること。

口座振替先
銀 行

銀行

店

当座預金口座
普通